

川崎市病院協会からのご案内

社団法人川崎市病院協会は、『病院の管理運営を強化し、川崎市における医療環境の特殊性に対応した病院機能の向上を図り、関係諸機関との協調の下に、市民の健康管理と福祉推進に寄与すること』を目的として、種々の事業を行っております。加盟病院は41病院に及んでおります。



川崎市病院協会として「病院のことがわかりづらい」「こんな時はどうすれば…」という皆様の声にお答えするリーフレットです。
また、いざという時の相談先を一覧にしております。
大切に保管して活用していただけたら幸いです。

病院とは

医療機関の中で20床以上の入院施設を有するものを「病院」と言います。

病院には

病院の機能区分として、診療科目以外に下記の病床区分があります。

- ①一般病床: 下記以外の患者様が入院するための病床
- ②療養病床: 主として長期にわたり療養を必要とする患者様が入院するための病床
- ③精神病床: 精神疾患を有する患者様が入院するための病床
- ④感染症病床: 感染症法に規定する一類、二類及び新感染症の患者様が入院するための病床
- ⑤結核病床: 結核の患者様が入院するための病床

医療保険は

上記①～⑤の病床が適用となりますが、医師の判断に基づく入院となります。

介護保険は

上記①～⑤のうち②も療養病床を有する病院で、且つ介護療養型医療施設の指定を受けた病床のみが適用となります。また入院(施設利用)は契約に基づきます。

皆様からのご質問・Q&A

Q 大学病院に行ったら割増料金をとられたのはなぜ?

A 保険医療機関は「**社会保険診療報酬**」の規定に基づき患者様へ一部負担金を請求させて頂いております。そこで社会保険診療報酬の規定では、
『**200床以上の病院については選定療養費として病院独自の加算料金が徴収できる。但し、他の病院又は診療所からの紹介状がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く**』
となっておりますので、大学病院へ直接受診される場合は割増料金が発生することがあります。お近くの診療所(医院)又は200床未満の病院で受診され、必要に応じて大学病院や専門病院へ紹介を受けることをお勧めいたします。

Q 二次応需病院で診察を断られたのはなぜ?

A 川崎市病院協会は川崎市と協力して「二次応需」「輪番制」を行っておりますが、全ての病院機能が同じでないため傷病や症状により対応できる病院とできない病院がございます。そこで「救命医療情報センター」をご活用下さい。

・具合が悪い
・怪我をした
・熱が出た等

川崎市救急医療情報センター
044-222-1919

二次応需、輪番、救急指定病院等から
対応可能な医療機関をご紹介します。

紹介された
医療機関で受診

◆専門性、精密検査などが必要な場合は紹介状又は転院にて対応いたします。

Q 一般病院に入院してすぐ退院させられたのはなぜ?

A 一般病床では急性期及び亜急性期医療を目的としているため、概ね14～30日間の入院期間が目安となり慢性期の場合は療養病床で180日以内の入院期間が目安となっております。詳しくは各医療機関の医療相談をご活用下さい。

ご存知
でしたか?

食事療養費の標準負担額【通常:780円/日】

- 低所得者〔市町村民税非課税世帯等〕……90日まで650円/日・90日以上500円/日
- 低所得者〔70歳以上のみ〕……老齢福祉年金受給権者:300円/日

標準負担額減額は、対象者の申請に基づき保険者が「標準負担額減額認定書」を交付します。

※標準負担額減額の提示が遅れた場合や退院後の場合は提示があった時より減額が適用となりますので、それ以前の方は通常料金の支払いとなります。また、退院後の対応は保険者《差額償還手続きを行います》となります。